

北秋田市議会議員一般選挙 投票所開閉時間

で囲まれている投票区は、投票所の閉鎖時刻が早まっています

投票区	投票所	投票所開閉時間	投票区	投票所	投票所開閉時間
鷹巣第1	鷹巣中央保育園	7時～19時	李 岱	李岱研修施設	7時～19時
鷹巣第2	中央公民館	7時～19時	新田目	新田目児童館	7時～19時
鷹巣第3	北秋田市役所	7時～19時	羽根山	羽根山活性化施設	7時～19時
南鷹巣	南鷹巣集会所	7時～19時	根 田	東根田多目的集会施設	7時～19時
摩 当	栄生活改善センター	7時～19時	三 里	三里担い手センター	7時～18時
太 田	サテライトステーションさかえ	7時～19時	三木田	三木田多目的集会施設	7時～18時
掛 泥	掛泥部落会館	7時～19時	鎌 沢	鎌沢生活改善センター	7時～18時
綴 子	綴子基幹集落センター	7時～19時	杉山田	杉山田集会施設	7時～18時
田子ヶ沢	田子ヶ沢セリ集荷所	7時～18時	米内沢第1	森吉コミュニティセンター	7時～19時
岩 谷	岩谷林業センター	7時～18時	米内沢第2	北秋田市森吉支所	7時～19時
糠 沢	糠沢部落会館	7時～19時	本 城	本城コミュニティセンター	7時～19時
田 中	田中総合センター	7時～19時	米内沢駅前	米内沢駅前自治会館	7時～19時
坊 沢	坊沢公民館	7時～19時	長 野	アグリハウス	7時～19時
緑ヶ丘	緑ヶ丘担い手センター	7時～19時	大野岱	大沢会館	7時～19時
黒 沢	黒沢生活改善センター	7時～18時	浦 田	浦田児童館	7時～18時
今 泉	今泉生活改善センター	7時～19時	桂 瀬	桂瀬自治会館	7時～18時
前 山	前山森林交流センター	7時～19時	前 田	前田体育館	7時～18時
坊 山	坊山部落会館	7時～18時	小 又	前田駅前自治会館	7時～18時
小 森	小森部落会館	7時～19時	新屋布	新屋布コミュニティセンター	7時～18時
沢 口	沢口林業センター	7時～19時	五味堀	五味堀コミュニティセンター	7時～18時
川 口	川口自治会館	7時～19時	巻 淵	根森田コミュニティセンター	7時～18時
七日市	七日市基幹集落センター	7時～19時	三 枚	阿仁公民館三枚分館	7時～18時
葛 黒	葛黒林業センター	7時～18時	吉 田	阿仁公民館吉田分館	7時～18時
竜 森	三ノ渡児童館	7時～18時	水 無	阿仁ふるさと文化センター	7時～18時
明 利 又	松沢部落会館	7時～18時	銀 山	山村開発センター	7時～18時
道 城	道城児童館	7時～19時	荒 瀬	荒瀬地区コミュニティセンター	7時～18時
上 杉	合川東小学校	7時～19時	伏 影	阿仁公民館伏影分館	7時～18時
合川駅前	北秋田市合川支所	7時～19時	根 子	根子児童館	7時～18時
川 井	合川公民館川井分館	7時～19時	比立内	農村環境改善センター	7時～18時
金 沢	合川公民館金沢分館	7時～19時	中 村	中村地区コミュニティセンター	7時～18時
木戸石	木戸石児童館	7時～19時			
増 沢	増沢集会施設	7時～19時			

お問い合わせ
北秋田市選挙管理委員会事務局
☎62 6614

て記載されている方で、「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、郵便による不在者投票をすることができません。詳しくは、選挙管理委員会までご相談ください。

期日前投票の期間・場所
平成18年3月20日(月)～
平成18年3月25日(土)まで
北秋田市役所本庁3階第3会議室

午前8時30分～午後8時まで
合川支所、森吉支所、前田出張所、阿仁支所
午前8時30分～午後7時まで

今回の選挙の開票は、投票日当日の午後8時15分から鷹巣体育館で行います。現在、工事中のため駐車場が狭くなっていますので、自動車でのご来場はできるだけご遠慮ください。

この一票 みんなにできる まちづくり 北秋田市議会議員一般選挙 投票日は3月26日(日)



なまはげめいすいくん

投票日・投票時間

投票日 平成18年3月26日(日)
投票時間 午前7時～午後7時まで

投票は、市内62カ所で行われますが、今回の選挙も投票所の閉鎖時刻が1時間繰り上げられ、午後7時までとなります。

- また、次の投票区ではさらに1時間繰り上げ午後6時までとなります。
- (鷹巣地区) 田子ヶ沢、岩谷、黒沢、坊山、葛黒、竜森、明利又
 - (合川地区) 三里、三木田、鎌沢、杉山田
 - (森吉地区) 浦田、桂瀬、前田、小又、新屋布、五味堀、巻淵
 - (阿仁地区) 三枚、吉田、水無、銀山、荒瀬、伏影、根子、比立内、中村
- の27カ所です。

投票できる方

次の条件をすべて満たしている方は、投票することができます。投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。

- 昭和61年3月27日以前に生まれた方
- 平成17年12月18日以前から北秋田市区域内に引き続き住んでいて、住民基本台帳に登録されている方
- なお、この選挙は市議会議員を選ぶものですので、平成17年12月19日以降に北秋田市に住民登録された方は、投票できません。
- また、投票日までに転出された方は選挙権がなくなり、入場券があっても投票することができません。

投票当日「都合の悪い方」

期日前投票、不在者投票ができます
期日前投票
仕事や冠婚葬祭、旅行等やむを得ない理由で投票日に投票することができない方は、「期日前投票」制度をご利用ください。

不在者投票

「期日前投票」をする際は、投票所入場券の裏面「期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書」に、あらかじめ「投票日当日に投票できない理由」を記入してご持参ください。

出稼ぎ等で滞在先の選挙管理委員会において不在者投票をする場合は、「期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書」に記入のうえ、選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送手続きに日数がかかりますので、請求は早めに済ませてください。

郵便による不在者投票ができます

両下肢・体幹・移動機能の障害などにより、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている身体に重度の障害のある方や、介護保険に要介護状態区分が要介護5である者としてください。

合併後初めてとなる北秋田市議会議員一般選挙が、3月26日に行われます。(3月19日告示)
これからの市政を託す26人の代表を決める大切な選挙です。私たちの明るい豊かな地域づくりのため、忘れずに投票しましょう。